

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【公表番号】特表2015-506409(P2015-506409A)

【公表日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-014

【出願番号】特願2014-556828(P2014-556828)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 K 5/101 (2006.01)

C 08 L 27/06 (2006.01)

C 08 L 33/00 (2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 K 5/101

C 08 L 27/06

C 08 L 33/00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年9月16日(2015.9.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

3 - フェニルプロピルベンゾアートであるモノベンゾアートからなるポリマー分散体に使用するための非フタラート系代替可塑剤。

【請求項2】

a . ポリマー分散体、および

b . 3 - フェニルプロピルベンゾアートである可塑剤

を含み、

前記3 - フェニルプロピルベンゾアートが、単独で一次可塑剤として、または他の可塑剤と組み合わせて二次可塑剤として、使用され、

前記3 - フェニルプロピルベンゾアートが、伝統的な高溶媒和可塑剤により達成されるよりも改善された溶媒和特性およびレオロジー特性を提供する
プラスチゾル組成物。

【請求項3】

3 - フェニルプロピルベンゾアートである可塑剤を含む溶融コンパウンド。

【請求項4】

3 - フェニルプロピルベンゾアートである可塑剤を含むPVCプラスチゾル。

【請求項5】

3 - フェニルプロピルベンゾアートである可塑剤を含むアクリル系プラスチゾル。

【請求項6】

3 - フェニルプロピルベンゾアートを、フタラートエステル、ホスファートエステル、アジパートエステル、アゼラートエステル、オレアート、スクシナート、セバカート、シトарат、トリメリタート、テレフタラートエステル、1 , 2 - シクロヘキサンジカルボキシラートエステル、エポキシ可塑剤、脂肪酸エステル、グリコール誘導体、スルホンア

ミド、スルホン酸エステル、ベンゾアート、バイオ可塑剤、クロロパラフィン、ポリエステル、炭化水素、炭化水素誘導体、またはそれらの混合物とブレンドして含む、プラスチゾル組成物に使用するための可塑剤のブレンド。

【請求項 7】

3 - フェニルプロピルベンゾアートを、イソノニルベンゾアート、イソデシルベンゾアート、2 - エチルヘキシルベンゾアート、2 , 2 , 4 - トリメチル - 1 , 3 - ペンタンジオールジイソブチラート、エポキシ化大豆油、PGジソイアート、PGモノソイアート、またはそれらの混合物とブレンドして含む、プラスチゾル組成物に使用するための可塑剤のブレンド。

【請求項 8】

3 - フェニルプロピルベンゾアートを、スクロースベンゾアート、ジシクロヘキシルフタラート、トリフェニルホスファート、グリセロールトリベンゾアート、1 , 4 - シクロヘキサンジメタノール(CHDM)ジベンゾアート、ペンタエリスリトールテトラベンゾアート、アルキルグリコールエステル、およびそれらの混合物からなる群から選択される固体可塑剤とブレンドして含む、プラスチゾル組成物に使用するための可塑剤のブレンド。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の可塑剤、又は請求項 6 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の可塑剤のブレンドを含むポリマー組成物。

【請求項 10】

プラスチゾル用途に使用される伝統的な可塑剤の溶媒和およびレオロジー特性を改善するための方法であって、前記伝統的な可塑剤を 3 - フェニルプロピルベンゾアートとブレンドする工程を含む該方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 6】

本発明のモノベンゾアートは、限定するものではないがプラスチゾルにおける相溶性および加工性を改善することおよび溶媒和力を増大させることを含み、ポリマー組成物の性質を向上させあるいは増大させるために、種々の他の通常の可塑剤とブレンドすることができるが、そのことは必要であるものではない。通常の可塑剤は、ここに記載されており、限定するものではないが、種々のフタラートエステル、ホスファートエステル、アジパート、アゼラート、オレアート、スクシナートおよびセバカート化合物、シトラート、トリメリタート、テレフタラートエステル例えばDOTP、1 , 2 - シクロヘキサンジカルボキシラートエステル、エポキシ可塑剤、脂肪酸エステル、グリコール誘導体、スルホンアミド、スルホン酸エステル、ベンゾアート、バイオ可塑剤、、例えばPGジソイアートおよびPGモノソイアート、クロロパラフィン、ポリエステル、および二次可塑剤としてしばしば利用されている種々の他の炭化水素および炭化水素誘導体、例えばエポキシ化大豆油等を含む。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 4 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 4 7】

モノベンゾアート例えばイソノニルベンゾアート、イソデシルベンゾアートおよび2 - エチルヘキシルベンゾアート、並びに2 , 2 , 4 - トリメチル - 1 , 3 - ペンタンジオールジイソブチラート(T X I B™、イーストマン(Eastman)の商標)も、本発明のモノ

ベンゾアートとブレンドすることができるし、あるいは3-PPBは、溶媒和を達成し、加工し得る粘度およびレオロジーを維持するためにより少量が必要とされるという利点を伴って、それらのいずれをも置き換えることができる。